



Title	日中夫婦財産契約制度の比較研究：中国婚姻法改正の視点から (1)
Author(s)	才, 杰
Citation	国際公共政策研究. 2006, 11(1), p. 307-322
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6281
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日中夫婦財産契約制度の比較研究

—中国婚姻法改正の視点から—(1)

The Comparative Study of Property Agreement of Married Couples between Japan and China —From the Viewpoint of Amendment of the Chinese Marriage Law—(1)

才 杰*

Jie CAI*

Abstract

In this article, a comparison of the property agreement system of the Chinese Marriage Law and the Japanese Family Law is firstly described, and then study the issue on the property agreement in Japan and China is studied. As a conclusion, suggestions on the following effects are shown: different items should be offered for those who are in particular circumstances such as second time marriage, and it should also give the detailed definition of term of requirements such as notarization and so on.

キーワード：中国婚姻法、夫婦財産制度、夫婦財産契約

Keywords：The Chinese Marriage Law, property system of married couple,
property agreement of married couple

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

目次

はじめに

1. 研究背景
 - 1.1 背景
 - 1.2 中国の婚姻法
2. 中国における夫婦財産契約制度
 - 2.1 中国における夫婦財産契約制度
 - 2.2 中国夫婦財産契約制度の検討
3. 中国と日本の夫婦財産契約制の比較
 - 3.1 日本における夫婦財産契約制度
 - 3.2 条文の比較
 - 3.3 実態の比較
 - 3.4 その他の違い
4. 法改正に向けての提言
 - 4.1 総論
 - 4.2 夫婦財産契約における内容の改正
 - 4.3 夫婦財産契約の形式要件

終わりに

はじめに

1978年の「改革・開放」政策が導入されて20年の間に、中国では立法が迅速に進み、政治、経済、社会生活など、各方面にわたってすでに基本となる関係法が整備されてきたといわれている。

しかしながら、中国の法制には、法律の法典化など、多くの方面に整備の余地がある。民法起草グループ¹⁾の計画によると、2010年までに、民法典の編纂作業を完成する予定である。2005年から2010年までを目処に、制定されている単行法を統合して、日本民法典やドイツ民法典に見られるような中国民法典を仕上げる予定になっている。その際には婚姻、家庭に

1) 1998年3月に民法起草グループが設けられ、1999年3月に民法典大綱(草案)が(中国社会科学院法学研究所の学者による起草)公表された。

関する法律を含む可能性が高く、条文の改正などがなされる可能性も高いと見られている²⁾。

家族法（婚姻法）は、民法体系の中でも特に習俗性と倫理性を有し、国ごとに様々な個性を見せる法律である。その一方で、結婚や夫婦間財産のあり方といった問題は、本来極めて個人的なものであり、また時代とともに多様化していくものであるとも考えられている。

経済体制改革が進められている中国では、社会の在り方と経済の在り方が大きく変化し、それにともない、家庭婚姻関係も変化が起きてきた。共稼ぎ夫婦、熟年カップルの離婚、再婚、女性の晩婚化など、様々な生き方が広まる中、夫婦間の財産管理の在り方が見直されている。最近の中国では、財産の名義や生活費の負担などを明らかにして、将来のリスクに対応しやすい「契約型」の財産管理を採用する夫婦が増えているようである。

さらに、一般的な法律上の義務として、夫婦財産を登記する、あるいは、夫婦財産契約を締結する必要性が非常に高くなってきているのではないかと、といった学界における議論や社会における議論も存在している。具体的には、夫婦財産契約制度と法定財産制の関係、財産契約類型の指定、夫婦財産契約の成立とその効力の4つの問題に対して、議論されている。

本稿では、まず、現行法の中国夫婦財産制度にいたるまでの経緯を概観する。次に、日本家族法と中国家族法を比較し、整備された日本の立法技術と現実的な機能を紹介し、「中華人民共和国婚姻法」（以下「中国婚姻法」と略称する）の改正という視点から、夫婦財産契約に関連する法的課題について検討する。最後に、中国の特色を踏まえ、完備された夫婦財産契約制度への期待が高まっていることに応じて、中国婚姻法の改正への提言を行うこととする。

1. 研究背景

1.1 背景

(1) 夫婦財産契約制度研究の必要性和意義

改革開放の20年以來、中国の社会経済情勢および国民生活の著しい変化にともない家族の状況は変容し、また個人の人生観や、価値観も多様化してきたために、婚姻に対する意識は大きく変わってきた。

具体的には、次の①～④を挙げることができる。

2) 楊大文「我国婚姻法的修正と和完善」民商法前沿系列論壇 第13期（2001年3月2日）中国民商法律網 (<http://civillaw.com.cn/lawfore/>) 参照。

① 婚姻関係の多様性への適応

婚姻関係が複雑になってきただけでなく、一方、香港、マカオ台湾地区と関連する結婚や国際結婚がますます増加してきている。他方、離婚や再婚のケースも顕著に増えている³⁾。夫婦財産に関するトラブルを起こしやすいと思われるこのような婚姻には、トラブルを避け、円満な生活を送るための紛争予防策として何らかの機能が必要であろう。

② 個人財産の増加と形態の多様化への適応

一般市民における個人所得が増加してきた⁴⁾。収入の構成も大きく変化してきた。2005年まで、私有企業は344万件⁵⁾であり、1996年の5倍である。特に、中国では女性企業家が活躍しており、企業家の約20%が女性であるといわれており、また、個人経営者における女性の割合も41%である⁶⁾。したがって、労働給与以外の所得、例えば、相続財産、不動産、家族企業、信託などの所得も増加してきた。

③ 婚姻中の役割分担の変化への適応

中国の社会では、1949年の建国以来、男女平等という観念を提唱してきたが、女性が仕事と家庭を両立するのは、実際には難しい場合も多いといわれている。近年、企業家が増えてきた結果、専業主婦として家庭生活に戻る女性も続々と現れている。

3) 中国における婚姻登記と離婚状況 (『中国統計年鑑2001年』より抽出)、「現代中国の離婚の実態」篠崎正美 海外事情研究 第30巻第2号 188頁

年度	登記結婚 (カップル)	初婚	再婚	離婚	離婚率
1992年	9,545,047	18,320,957	769,137	849,611	1.5
1993年	9,121,622	17,470,092	773,152	909,195	1.5
1994年	9,290,027	17,793,306	786,748	980,980	1.6
1995年	9,297,061	17,760,657	833,465	1,055,196	1.8
1996年	9,339,615	17,827,240	861,990	1,132,215	1.8
1997年	9,090,571	17,259,504	921,638	1,197,759	1.9
1998年	8,866,593	16,753,749	979,437	1,190,214	1.9
1999年	8,799,079	16,593,593	1,004,565	1,201,541	1.9
2000年	8,420,044	15,813,933	1,026,155	1,212,863	1.9

4) 80年代以降、中国経済は安定的に高成長を継続している。経済水準の全体的な向上に伴い、都市生活者と農村生活者の平均的な年収入も大きな伸びを見せている。
都市生活者・農村生活者収入状況 (『中国統計摘要』2001年版より作成) 篠崎正美 前掲3 187頁

年	都市生活者 総収入 (元/人)	農村生活者 総収入 (元/人)	都市生活者 可処分所得 (元/人)	農村生活者 純収入 (元/人)
1985年	748.92	547.31	739.1	397.60
1990年	1,522.79	990.38	1,510.2	686.31
1997年	5,188.54	2,909.20	5,160.3	2,090.13
2000年	6,316.80	3,146.17	6,280.0	2,253.39

5) 2005年中国私営企業の調査報告により。「中国私営企業研究」課題組 (中共中央統戦部、全国工商联、中国民(私)営経済研究会 主催) 2005年

6) 中国新華網 (<http://www.chinanews.com.cn/home.html>) (2002年10月5日)の記事による。

④ 法的な意識の向上。

中国の法の歴史をみると、「重公法・軽私法」の理念があった。一般市民も、一人一人の個人としての利益を守る私法に対して、法的な意識があまりにも希薄であったと思われるが、近年の法律普及教育の結果、中国人の法制観念は大いに高まってきた。一般の中国人も法的手続きを通じて、自身の合法的権利を主張するようになったが、数十年前には民事訴訟など想像さえできないことだった。

以上のような状況に対応することができる法的手段の一つとしては、夫婦財産契約制度が挙げられる。同制度は、家庭における経済の在り方の多様化に適應でき、婚姻当事者の個別的な要求に対応できるとみられている。

本研究は、以上のような中国の社会実情に応じた夫婦財産契約制度を検討し、今後の法改正に向けて、提言することを目的としているため、日本の夫婦財産契約制度との比較研究が必要である。

(2) 日中家族法を比較する意義

日中家族法を比較する意義は、以下の①～③にあると考えられる。

① 大陸法体系の継受

日本民法と比べて、中国民法の法源の方が、はるかに複雑な構造をもっている⁷⁾。中国近代の民法をはじめ、民事法の制定はドイツ民法典や日本民法典の大陸民法体系から影響を受けている。また中華人民共和国の成立後、社会主義の旧ソビエト民法の影響も受けていた。改革開放以来、社会主義計画経済から社会主義市場経済への移行につれて、経済行政法から民法への分化が進み、民法法源の純化が図られている。中国民法典の制定によって、分散されていた中国民法の法源は、よりわかりやすい構造に変化していくと思われる。ドイツ式編纂の構想は、完備された体系として、現段階において通説になっている⁸⁾。

7) 中国の歴史において、近代的意味における民法の出現は比較的遅かった。中国において近代的民法がはじめて導入されたのは、清末の1911年の「大清民律草案」からである。「大清民律草案」の総則、債権、物権部分は、日本東京控訴院判事の松岡義正によって起草されたものである。この草案は、清王朝の敗北により正式に採用されなかったが、中国の民法史上、はじめて近代的民法の観念とパンデクテン体系（ドイツ民法の様式）が導入されるようになった。その後、この草案は、1930年代中華民国の近代的民法典の編纂に繋がり、日本法は、中国における近代法の形成に大きな貢献をはたしてきた。以上の「大清民律草案」と「中華民国民法」は大陸法体系の立法構成を多く採用しており、主にはフランス、ドイツ民法典、日本民法などの大陸法を参考している。

中華人民共和国成立後、それ以前に中華民国が大陸法を（主に日本経由で）移入して形成した「六法全書」を徹底的に排除し、50年代、60年代、80年代に3回も民法典草案の検討が行われたが、1982年以降民事単行法を制定し、民法典編纂の条件が整った後に民法典を作るという方向転換が行われたので、1986年に民法典ではなく「民法通則」が制定された。「中国民法従何而来、向何处去」光明觀察 梁慧星 2006年5月16日参照。

8) 4回目である1999年の民法典大綱「草案」（試擬稿と学者建議稿によって作成したものである）は、ドイツ編纂の構想に全面的に依拠している。中国近代民法の伝統に合致し、また21世紀型民法の構想もある程度示唆していることからである。よって、今後細かい修正があっても、中国民法の枠組み自体が大きく変わることがないであろうと考えられている。鈴木賢 廣瀬真弓「中国における家族法の変容と法の対応」ジュリスト1213号（2001年12月1日）87～88頁参照。

1896年と1898年に公布された日本の現行民法は、アジアの中でもっとも完成度が高い民法の一つであり、この民法も主にドイツ民法典を参考にしていた。このように、中国と日本の民法は、共に伝統的な大陸法の影響を受け、同様の類似な概念構成、編制を有している。さらに、形成途上である中国民法の体系に対して、日本民法の法理念、法改正などの立法技術は、大きな参考になると考えられる。したがって、民法の一部である家族法についても、同様の性質が見出されると考えられ、日中を比較する意義がある。

② 社会文化背景

日中両国は、歴史的に見て、長い期間封建国家であったこと、両国とも儒教文化圏に属しているということから、徳治主義の理念も普遍的に存在する。また家族制度の観念が強い国であり、存在する婚姻と家庭問題、例えば、核家族化の問題や市民の問題意識も類似している部分がある。このような文化背景の類似性を踏まえて、個々の問題の原因や解決策を見出していきたい⁹⁾。

③ 継受外国法の本国化

日本の民法典は、今まで数回にわたって改正されたが、いずれも一部の改正にとどまっていた。1992年に「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告」¹⁰⁾が出され、このときは財産分与基準と要素の具体化が提案され、1996年発表の「民法改正要綱」と1999年の「民法改正案参議院案要綱」¹¹⁾の夫婦財産制については、夫婦財産契約、法定財産制の改正は挙げられていなかった。しかし、数年にわたる討論と審議により、夫婦財産契約、法定財産制の充実をはかることが検討された。

日本においてなされた継受外国法の本国化の理論的研究および条文の検討と改正の経験は、今日の中国民法典の制定と改正に際して、大きな参考となる。

1.2 中国の婚姻法

(1) 1950年中国婚姻法

1950年に「中国婚姻法」は「男女の平等、婚姻の自由」という理念に基づいて誕生した。中華人民共和国成立後、初めて制定された法律であった。

親による結婚の強制、女性と子どもの権益を無視するなどの封建主義的な婚姻制度を徹底

9) 「中国婚姻法的宏観定位」曹詩權 法律図書館

<http://www.law-lib.com/lw/lw-view.asp/no=439> 参照。

10) 「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」及び「報告」の説明<解説> 法務省民事局参事官室

11) 法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年2月26日に民法改正の要綱を決定し、法務大臣に答申した。これにより、1947年以来の大幅改正は、その実現に向けて大きな一歩を踏み出したと言える。改正要綱の骨子は①結婚年齢を男女ともに満18歳に②夫婦は「同姓」か「別姓」を選択できる③5年以上の別居を離婚理由に認める④嫡出子と非嫡出子の相続上の差別を撤廃⑤女性の再婚禁止期間を100日間に短縮となっている。婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告(論点整理) 法務省民事局参事官室 ジュリストNo.1015 1993年1月

的に廃止した。「中国婚姻法」が公布されたあとの宣伝、実施によって、男女平等と婚姻自由の観念に対して、人々の認識が大きく変化され、これまでの封建的な婚姻関係が解かれ、女性の地位が大いに向上した。しかし、その当時は、ほとんどの家庭は家庭財産および個人財産をもってなかった時期にあたっていたことから、夫婦財産制度に関する法律条文については、明確な規定がなされなかった。

(2) 1980年中国婚姻法¹²⁾

1950年から30年を経て、ある程度家庭財産が存在するようになり、「中国婚姻法」の改正も必要になった。1980年9月に30年以来の一回目の法改正が行われ、27カ条から37カ条に拡大された。そのなかでは、法定財産制として婚前財産を除けば全ての財産を機械的に夫婦共有財産とした。こうした制度は50年法の時代から続いてきたが、建国当初ほとんどの女性は職に就いておらず、経済的に弱い立場にあったことから、女性を保護するという配慮によるものであった。共有制以外の財産関係を任意で作り出すことも認めていた(第17条)。しかし、これに関する規定は1カ条しかなく、具体性を欠き、ほとんど利用されてこなかった。

(3) 2001年の中国婚姻法改正¹³⁾

改革開放の二十年で社会の政治、経済状況は大きく変容し、家族をめぐる新たな問題状況、愛人問題や、家庭内暴力などが多く現れた。「80年婚姻法」は婚姻関係を中心とし、各規定はごく簡単で、法的な不備が広く存在していた。そこで最高人民法院が「司法解釈」¹⁴⁾という文書を下級法院に下達し、それに依拠して裁判実務が行われてきた。そうしたなか、二回目の「婚姻法」の改正が、1995年から始まって、全国的に大勢の学者及び一般市民が法改正に対する提言を積極的にしていたことも注目されていた。2001年4月28日、「80年婚姻法」に比較的大規模な改正が加えられた¹⁵⁾。

改正法は、それまでの37カ条から51カ条に増えた。その中でも、夫婦財産制についての条文は、7カ条となり、夫婦共有財産と個人特有財産の範囲や、夫婦財産契約の方式などの

12) 1980年中国婚姻法は以下「80年婚姻法」と称する。

13) 2001年に改正された中国婚姻法は、以下「2001年修正婚姻法」と称する。

14) 現在の中国では、国家機関のうち権力機関(人民代表大会)と行政機関(人民政府)には、それぞれ範疇を異にする立法権が付与されている。これに対し、裁判機関(人民法院)と検察機関(人民検察院)には立法権が付与されておらず、最高人民法院と最高人民検察院にそれぞれの活動にかかわる範囲で法律解釈権が付与されているのみである。ただし、法律解釈権は最高人民法院と最高人民検察院にのみ与えられているのではなく、立法機関(人民代表大会およびその常務委員会)と行政機関にも、それぞれの権能に応じた法律解釈権が与えられている。立法機関による法律解釈を立法解釈と呼び、行政機関によるそれを行政解釈、最高人民法院と最高人民検察院によるそれを司法解釈と呼んでいる。田中信行「中国における司法解釈の立法的役割」比較法研究 55号(1993年)169頁

15) 婚姻法の論理的な位置付けについては、多数の研究者が婚姻法を大幅に拡充して、婚姻家庭法の制定を主張し、将来、民法典を作る際には、ほぼそのまま民法典の一編(親族編)とする意見もあった。それに対して、全国人大常務委員会に設置されている事務部門である法工委の方針通り、80年代法の原型を継承し、それに補充、修正をはかる形で2001年婚姻法改正が採択されたのである。

問題について改正が行われた。

2. 中国における夫婦財産契約制度

2.1 中国における夫婦財産契約制度

(1) 関連法律条文と概要：

① 「中華人民共和国婚姻法」¹⁶⁾

夫婦財産の共有所有制は以下のとおりに定められている。

第十七条 夫妻が婚姻関係存続期間中に得た以下に列記する財産は、夫妻の共同所有に帰する：1 給料、賞与；2 生産・経営の収益；3 知の財産権の収益；4 相続また贈与によって取得した財産、ただし、本法第十八条第三号に規定する場合を除く；5 その他共同所有に帰すべき財産

個別所有に帰する夫婦財産の範囲については、以下の5つを規定している。

第十八条 以下に列記する事情の一つに該当する場合は、夫妻の一方の財産とする。1 一方の婚前財産；2 一方の身体障害を受けたことにより取得した医療費、障害者生活補助費などの費用；3 遺言または贈与の契約中に、夫または妻の一方にのみ帰すると確定された財産；4 一方が専用する生活用品；5 その他一方に帰すべき財産

夫婦財産契約に関する条文は、以下の1ヵ条しかない。

第十九条 夫妻が婚姻関係存続期間中に取得した財産及び婚前の財産を、約定により、自所有（別産制）・共同所有または一部各自所有（共同所有または一部共有制）・一部共同所有（一部共有制）とすることができる。約定は書面の形式を用いなければならない。約定がない、または約定が不明確の場合には、本法の第十七条と第十八条の規定を適用する。

夫妻が婚姻関係存続期間中取得した財産は及び婚前の財産に対する約定は、夫妻双方に対する拘束力を有する。

夫妻が婚姻関係存続期間中取得した財産は各自の所有と約定した場合、夫または妻の一方が対外的に負った債務は、第三者が当該約定を知っている場合は、夫または妻の一方所有の財産を以って弁済する。

以上の条文のとおり、夫婦間で約定財産制と法定財産制のいずれかを選択することができ、約定のない場合の法定財産制としては共有制が採用された。夫婦関係存続期間中に得たもの

16) 加藤美穂子『詳解 中国婚姻・離婚法』（日本加除出版株式会社、2002年9月20日）531頁、趙惜兵 主編「新婚姻法釈義と実用問答」（吉林人民出版社、2001年5月）241～254頁、夏吟蘭等 共著『21世紀婚姻家庭関係新規制—新婚姻法解説と研究』（中国検察出版社、2001年）86～93頁参照。

は、基本的にすべて共有となることに変化はないが、共有財産となるものを具体的に4点定め、概括的規定をおくことになった(第17条)。また、相続や贈与により取得した財産は、遺言や贈与契約において夫婦の一方の財産とすることが明記されている場合に限り、その一方の固有財産とすることになった(同条4号)。

また、個別の所有に帰す財産としては、第18条に示されている5点と規定されている。婚姻前財産のうち住宅については¹⁷⁾、婚姻前の財産がすべて個別財産とされることになった。

さらに夫婦財産契約制について、当事者夫婦が締結できる夫婦財産契約の内容を制限し、一般共同制(共有制)、限定共同制、分別財産制(別産制)3つの類型から選択できる(第19条)ことから、選択財産契約制といえる。具体的な内容は次のとおりである¹⁸⁾：

a 一般共同制(共有制)とは、夫婦双方の婚姻前財産と婚姻後取得財産の全部を、夫婦双方の共同財産とする(ただし、特有財産を除外する)制度である。

b 限定共同制(部分共同所有、部分個人所有)とは、ある財産を夫婦共有財産と明確に規定し、残余の財産を夫婦の一方の個人所有財産とする制度である。

c 分別財産制(別産制)とは、婚姻前の財産と婚姻後取得した財産の全部を各自の所有とする制度であり、共有する財産を設けない制度である。

契約の成立については、書面による契約によって共有部分、個別の所有に帰する部分を定めることができるとされた(第19条)。ただし、契約の時期や公示方法など第三者に対する対抗要件についての規定はないが、時期については、原則として、婚姻前と婚姻後での契約ともに認められる。

契約で別産制をとった場合、夫婦の一方が債務を負い、債権者がその契約の存在を知っていたものについては、債務を負った一方の個人財産だけがその対象となる(第20条)。

同様に別産制をとった場合でも、一方が子どもの扶養、高齢者の世話、他方の仕事への協力などで、多くの義務を負担した場合、離婚時にその補償を求める権利を有し、他方はそれを補償しなければならないと規定した(第40条)。これらの規定は、財産そのものが量的に拡大し、質的にも生活物資だけでなく、経営財産が増えてきたことに応じて、別産制をとる場合が増えることを想定した改正であるといえる。

17) 婚姻前財産のうち住宅については、従来婚姻後、8年以上を経過すれば、夫婦共有財産になると解されていた。最高人民法院審判委員会 最高人民法院「關於人民法院处理離婚案件財產分割的若干具体意見」(以下は「意見」と略称する)は1993年11月3日に実施された。第6条による。木間正道、鈴木賢、高見澤磨『現代中国法入門』(有斐閣、2000年)240頁参照。

18) 巫昌禎 主編『婚姻家庭法新論—比較研究与展望』(中国政法大学出版社、2002年7月)200頁、・紅「論我国夫婦財產制的完善」學術論壇 第142期(2000年5月)81頁、西村峯裕「中国婚姻法改正の論点」産大法学 36巻1号(2002年7月)4~5頁参照。

② 『最高人民法院「中華人民共和国婚姻法」の適用に関する若干問題の解釈(1)』¹⁹⁾**第17条「婚姻法第17条の解釈」**

婚姻法第17条に定める「夫婦はその共有財産に対する平等に処分権を有する」という規定は、以下のように理解しなければならない。

- (1) 夫又は妻が夫婦共有財産を処分する権利は平等である。日常生活で夫婦共有財産を処分する必要があるときは、当事者のいずれも処分する権利を有する。
- (2) 夫又は妻が日常生活で夫婦共有財産につき重大な処分を行う旨の決定が必要なときは、双方平等に協議し、合意に達しなければならない。他人が夫婦共同の意思表示であると信ずべき理由があるときは、他方は不同意又は不知を善意の第三者に対抗することはできない。

第18条「第19条の立証責任」

婚姻法第19条にいう「第三者が当該約を知るときは」については夫婦一方がこれに対し立証責任を負う。

第19条「特定財産の不変性」

婚姻法第18条に定める夫婦の一方が所有する財産は婚姻関係の継続により夫婦共有財産に転化しない。但し、双方に約定があるときはこの限りでない。

「最高人民法院解釈(1)」第17条に規定されているように、夫婦財産共有財産に対しては、夫婦はその共有財産に対する平等な処分権を有すると明記されている。その共有財産につき重大な処分を行う旨の決定が必要なとき、双方の合意が必要となると規定された。ただし、第三者に対する対抗要件については、他人が夫婦共同の意思表示であると信ずべき理由があるときは、他方は不同意又は不知を善意の第三者に対抗することはできない。

「婚姻法」の第19条において、第三者がその夫婦財産契約を知ることについては、夫婦一方がこれに対し立証責任を負う（「最高人民法院解釈(1)」第18条）。

先に述べたように、「婚姻法」第17条の婚姻前の財産がすべて個別財産とされる規定の補助条文として、「最高人民法院解釈(1)」第19条は、夫婦の一方が所有する財産は婚姻関係の継続により夫婦共有財産に転化しないと解釈された。

19) 『最高人民法院「中華人民共和国婚姻法」の適用に関する若干問題の解釈(1)』は、2001年12月27日から施行された。以下「最高人民法院解釈(1)」と略称する。西村峯裕 周喆『最高人民法院「中華人民共和国婚姻法」の適用に関する若干問題の解釈(1)』産大法学 第36巻3号(2003年1月)第53頁

(2) 関連機関と手続き

① 公証処

公証制度は国家司法制度の一部であり、公証処は国家を代表し、統一的に証明権を行使する行政機関である²⁰⁾。

② 夫婦財産公証の手続き

① 公証の種類

夫婦財産契約はその財産の存在時期によって、主に以下2つの種類がある。

a 婚姻前財産に対する協議の公証、b 婚姻後財産の協議に対する公証。この二種類の公証は婚姻前でも婚姻後でも行われる。

③ 公証の必要書類と記載内容

夫婦財産契約の公証に関する、必要書類と記載内容は、以下の通りである²¹⁾：

a 必要書類

ア、身分証明書

イ、結婚した夫婦の結婚証書²²⁾

ウ、房産証（たとえば、住宅所有権証明書）

エ、財産協議の草案（本人ができない場合は、公証員が代書できる）

オ、その他の提出すべき書類

b 記載内容

ア、当事者の姓名、性別、住所、職業などの基本情報

イ、現有財産及び債務の数量、価値、種類、状況

ウ、現有財産及び債務の帰属

エ、婚姻後財産及び債務の帰属

オ、その他の約定、たとえば、債務の返済

(3) 関連事例

① 夫婦財産契約があっても、法律を回避する場合は無効となるとした事例（2002年7月22日）²³⁾

本件では、会社経営者であるXが、婚姻後、妻のYと一部の財産について別所有と約定し

20) 公証処の業務範囲については、主に以下の6つがある：①土地使用権の譲渡などの各種経済契約など②出生、結婚、親族関係などの身分証明など③法人資産、資格、対抗不可の事件、証拠の保全など④債務権の付与、遺言など⑤委任、公示証明、現場公証など⑥公証証明と関連する法律文書、保管文書などの法律業務。

21) 北京市公証処の業務規定による。

22) 前掲6 参照。

23) 劉萍「遼寧省法制報」（電子版<http://www.lnfzb.com>）（2002年7月22日）の記事による。

「要旨」X(男)とA(女)は夫婦関係にあり、Xはコンピュータ会社を経営している。2001年にXの会社は経営状況が悪化し、債務が償還できなくなりそうになった。Xは2001年の年末に、妻のYと家庭財産帰属について契約をした：家庭電器、家具、銀行貯金は全部Yのものとする。2002年3月、債務人達はXに対して、債務不履行の訴訟を人民法院に提起した。Xはその後すぐAと離婚訴訟を提起し、Aとの財産分割も請求した。法院は王李が離婚できるとの判決を示したが、王李夫婦間に2001年に約定された財産協議を無効であるとの判決を言い渡した。

たが、債務を弁償する責任を回避するために締結した契約は無効と判定された。

② 口頭での夫婦財産約定が無効となつた事例（2002年4月16日）²⁴⁾

本件では、婚姻後に口頭で財産契約を締結したと主張した夫婦の一方が、その約定が存在することを、立証できないため、この財産約定は無効であると判定された。口頭での夫婦財産契約が当事者の一方がそれを認めない場合は、認定上の問題が生じるケースが多く存在している。

③ 共同財産の範囲と夫婦財産約定の有効性に関連する事例（1997年）²⁵⁾

本件の当事者双方は、共同生活のために支払う費用以外の収入は各自の個人財産にすると約定した。その約定は書面の形であり、立証できるために、有効と判定された。先の事例2と比較できるケースである。

以上の3つの事例によって、夫婦財産契約の締結は夫婦間の財産紛争、特に離婚する際の財産分割トラブルを解決するために役立つということがいえる。

日本と同様に、中国では夫婦財産契約を結ぶ夫婦が少ないが、夫婦財産契約に対して、市民の関心度が高く、利用する意欲もある。しかし、有効性が認められない夫婦財産契約を締結している夫婦、あるいは、債務弁償などの法律責任を回避するために、夫婦財産契約を利用する者も少なくなく、法律実務上の問題が多数生じている。

今後、夫婦当事者または利益関係者の個人利益を確実に守るためには、法律条文を適正に理解、利用することが重要となる。同時に法律自体については、現存条文を改正することや、新たな条文を規定することによって、夫婦財産契約制度をより利用しやすくする必要がある。

2.2 中国夫婦財産契約制度の検討²⁶⁾

本節では、まず、「2001年修正婚姻法」に至るまでの夫婦財産契約制度に関する各時期の

24) 郭志霞「北京娛樂信報」(2002年4月16日)の記事による。

要旨：北京に在住しているXとYは1999年に結婚した。婚姻後XはYと口頭で以下の約束をした：婚姻後の個人収入は個人財産として、その財産の所有、使用などについて、他方が干渉しない。2002年の年始にXYは感情破綻の理由で離婚した。離婚財産を分割する際、Xの貯金は3.5万元であり、Yの貯金は1.5万元であった。XはYと財産約定があるため、この3.5万元を分割対象外と主張したが、Yは三年前の口頭での約束を認めず、この3.5万元も夫婦共有財産として分割を請求した。法院は、XY間の財産約定は書面形式ではなく、Xもその約定が存在することについて立証できないため、この財産約定が無効であるという判決を言い渡した。

25) 「湖北婚姻網」(<http://www.hubeihy.com/yash/more/21.htm>) (1997年)の記事による。

要旨：X(男)とY(女)は、1995年に結婚した。結婚当時、Xは外資企業で在職し、月収が5000元であった。Yは行政部門で仕事をし、月収700元であった。双方は書面で財産を約定した：Xから月1000元、Yから月700元の収入を日常生活に使用する。残った収入は各自の所有とする。婚姻後、Xはよく出張し、留守にする時間が多く、夫婦間のけんかが多くなり、別居になってしまった。1997年にYは離婚を要求し、Xはそれを同意した。しかし、財産分与の際、YはXの10万元の貯金に対して分割を請求し、Xは、その10万元は夫婦財産約定による個人財産となると主張した。双方が合意できないため、人民法院に民事訴訟を提起した。法院は、XY間の財産契約は有効約定とすべき、Xの10万元の貯金はXの個人財産であり、Yの分割請求を認めなかった。

26) 加藤美穂子 前掲16 159～174頁 参照

特徴と問題点を検討する。次に、「2001年修正婚姻法」における夫婦財産制の改正経緯を概観しながら、問題点について検討を行う。

(1) 「2001年修正婚姻法」までの夫婦財産契約制度に関する各時期の特徴と問題点

① 「80年婚姻法」に至るまでの夫婦財産契約に関する推移

中国における正式な夫婦財産契約の立法は「中華人民共和民法」(1930年)の親族編に始まる。その規定は、夫婦は婚姻前または婚姻後に、契約形式により夫婦財産制を約定することができるが、その成立・変更・廃止には登記を経なければ第三者に対抗できないとした。

新中国建国後の「50年婚姻法」では、夫婦財産契約制度に関する規定は設けていない。ただし、中央人民政府法制委員会の『關於中華人民共和國婚姻法起草經過和起草理由的報告』(1950年)の中では、「男女平等の権利と地位の原則に基づいて締結するならば、どのような家族(家庭)財産の所有権、処理権と管理権をも自由に約定することを妨げないし、あらゆる一切の家族財産問題に対しては、夫婦双方が平等で自由な自主的約定方法で解決することができる」とされていた。実際に、伝統的習慣の影響と建国初期の一般大衆は、契約対象財産を持たなかったという具体的状況からくる制約のために、夫婦財産契約制規定の必要性和契約締結の可能性に欠けていた。

② 「80年婚姻法」における夫婦財産契約制度

その後、経済が30年のうちに発展して、個人所有財産も増加し、個人財産に対する意識が強がってきた。こうした状況に即応して、「80年婚姻法」第13条第1項の「夫婦が婚姻関係中得た財産は夫婦の共同財産に帰する」という基本原則に「双方に別の約定がある場合を除く」という規定を付加された。正式に夫婦財産契約制が婚姻法上確認された。ただし、夫婦財産契約の要件に関する具体的な規定は全く設けられていない。

夫婦財産契約制度の優先順位について、不明確であり、一般的な認識上で、法定財産制の補助条項として認められた。また、夫婦財産契約の内容、形式、効力についての明確な規定もないために、ほとんど利用されてこなかった。

実際に、以下の二つの問題が生じていた。一つ目は、財産契約の内容について全て当事者双方の自由意思に任せることによって、具体性が欠け、一般市民に対して分かりにくい状況であり、特に締結意欲を持つ者に対しても、利用しにくい制度であったと考えられる。二つ目は、公証のない夫婦財産に関する協議が多く、さらに書面ではなく、口頭で締結される夫婦財産契約で、裁判が審理する際に十分な証拠がなく、夫婦財産契約として協議の存在を証明できないケースが多く、契約の有効性を認定することが難しかった。

(2) 「2001年修正婚姻法」における夫婦財産制の改正と検討

1.1の(1)で述べたように、改革開放政策の展開に伴い、一般市民の婚姻関係や家庭財産は多様化の傾向が現れ、特に離婚者の増加によるに關係する問題で再婚しにくいケースや、財産経営財産や経営活動による負債の分割方法や額が大きい贈与財産と相続財産の増加などが問題化されるようになった。など、夫婦財産共有制は第三者(国、企業、個人)の正当權益を損害することや、当事者意思に反する恐れがあり、夫婦財産に関する条文の改正が一部の市民や学者によって呼びかけられたるようになった。法定財産制と財産契約について以下の改正が行われた。

① 法定財産制・個別財産・共有財産についての改正

本章第一節で挙げたように、改正前と同様に、夫婦間で約定財産制と法定財産制のいずれかを選択することができ、約定のない場合は法定財産制として財産共有制が採用された。夫婦関係存続期間中に得たものは、基本的にすべて共有財産となることには変化ないが、概括的な規定をおくことになった(第17条)。特に、解釈の上では、遺言や贈与契約においては夫婦の一方の財産とすることが明記されていない場合は、相続と贈与により取得した財産が夫婦共有財産にとすることにした(第17、18条)。贈与者や被相続人の意思をも尊重でき、紛争防止・解決にも役立つことになる。

また、個人財産としても列記された(第18条)。婚前の住宅や婚姻前の貯金など個別財産の範囲を拡大したことには「2001年修正婚姻法」の一つの特徴でもある。

もう一つは、財産所有権の自然転化についての問題については

「80年婚姻法」の下では、「夫婦双方または一方の婚姻前の個人財産であっても、婚姻後双方が共同で使用・経営・管理した財産は、家屋その他価値の大きい生産資料は八年の経過により、貴重な生活資料は四年の経過により夫婦共同財産とみなすことができる」(「意見」第6条²⁷⁾)とされてきた。

「2001年修正婚姻法」はその点につき規定を設けず、「最高人民法院解釈(1)」²⁸⁾は、むしろ、その扱いを否定する規定を設けた(同解釈第19条)。

② 「2001年修正婚姻法」における夫婦財産契約制度の改善点

「2001年修正婚姻法」は、夫婦財産契約に関して1ヵ条を新設した(第19条)。制度自身は充実してきたと言える。具体的に以下の5つの内容に関する改正が行われた。

ア 夫婦財産契約優先の原則

1980年法と比べ、夫婦財産契約の締結は、法定財産制と同等な地位に、あることが確

27) 前掲17 参照。

28) 前掲19 参照。

定した。契約財産制を選択しない場合と財産契約が無効である場合は、法定財産制が適用されることになる（第19条1項）と規定されている²⁹⁾。

イ 夫婦財産契約の方式

「2001年修正婚姻法」は夫婦財産契約の締結方式を書面によらなければならないと規定した（第19条1項）³⁰⁾。その目的は、主として次の2つとされる³¹⁾。まずは、契約者である双方の意思を書面で明確することによって、口頭による契約では証明しにくく、トラブルがよく発生するのを防ぐため。次は、第三者の正当な権益と取引の安全を保護するため。

ウ 夫婦財産契約の内容

1980年法より規定を詳細にして、書面による約定によって共有部分、個別の所有部分を定めることができることになった（第19条）。「2001年修正婚姻法」は、当事者夫婦が締結できる夫婦財産契約の内容を制限し、三種類である。Ⅰ）一般共同制（共有制）、Ⅱ）限定共同制、Ⅲ）分別財産制（別産制）を規定している。今回の改正は、三つの選択肢として契約者に対し、ある程度利用しやすい制度になったといえる。

エ 夫婦財産契約の効力

夫婦財産契約の効力は対内的と対外的効力の双方を包含する。

婚姻内部においては、夫婦双方に対し法的拘束力を有し（第19条2項）、夫婦は契約内容を遵守しなければならない。対外効力については「2001年修正婚姻法」では別産制の夫婦財産契約を締結した場合についてのみ規定を設けている。婚姻中に取得財産について、各自所有とする夫婦財産契約を締結した場合に、夫婦の一方が対外的に負った債務は、第三者が当夫婦財産契約を知っていた場合にのみ、一方当事者本人の所有財産をもって弁済すると規定し、善意の第三者に対しては夫婦共同責任として追及することが可能となり、夫婦財産共有制の法定財産制に基づく債務弁済方法が適用されることになる。

また、「最高人民法院解釈(1)」³²⁾第18条によって、婚姻法第19条にいう「第三者が当該約定を知るときは」については、夫婦の一方がこれに対し立証責任を負う。

これは、取引の安全保護の規定であり、「2001年修正婚姻法」においては夫婦財産契約の締結を公示する制度を設けていない現状を考慮したものとされる。

29) 夏吟蘭等 前掲16 88頁 参照。

30) 前掲25 記事3 参照。

31) 巫昌楨 前掲18 201頁 参照。

32) 前掲19参照。

③ 「2001年修正婚姻法」における夫婦財産契約制度の改善すべき点については、以下の4つがあると考ええる。

ア 契約内容について

3つの類型が規定されているが、その具体的な内容については、まだ提示されていないために、実務上では、法律上無効な夫婦財産契約を締結する可能性は依然として存在している。

イ 契約の方式について

書面によらない夫婦財産契約は締結しても法的効力を有しないと規定がある。しかし、書面形式を必要とするのみで、どのような書面形式であればよいのかといったことが、明白ではないこのことは、今後の課題の一つである。

ウ 契約内容の変更・取消について

明確な規定がなく、実務上では締結時と同様の手続を経なければならない。婚姻登記機関の登記により成立したものは登記により、公証機関により成立したものは公証によって変更または廃止の手続をする。但し、登記や公証の手続きを行われなかった場合、変更された契約の有効性について、実務上ではトラブルになりやすいのではないかと考えられる。今後明確な規定が必要であろう。

エ 公示制度について

規定を設けていないことで、登記や公証を経なければ第三者に対抗することが難しいことである。また、「最高人民法院解釈(1)」³³⁾第18条によって、婚姻法第19条にいう「第三者が当該約定を知るときは」については夫婦一方がこれに対し立証責任を負う。これは、取引の安全保護の規定であり、「2001年修正婚姻法」において夫婦財産契約の締結を公示する制度を設けていない現状を考慮したものとされる。

婚姻家族関係の安定化を進めるためには、家族財産を保護し、完備した夫婦財産制立法の実行が必須である。このことは4章において言及することにする。

33) 前掲19参照。